



一般財団法人 千葉県社会保険協会

月刊 社保ちば

12

DECEMBER

2025

目次

●日本年金機構からのお知らせ●

- ・賞与支払届の提出について 2
- ・社会保険の手続きはオンラインサービスをご利用ください 3- 4

●協会けんぽ千葉支部からのお知らせ●

- ・令和7年12月2日から
従来の健康保険証はお使いいただけなくなります! 5
- ・少しの工夫で医療費節約! おトクで上手な医療のかかり方 6

●千葉県社会保険協会からのお知らせ●

- ・いちご狩り補助券を配付しています 7
- ・ホワイトハウス マスエンのご紹介 8

割引券(補助券)ご利用に際してのお願い

天候等、様々な理由により各施設の営業情報が変わる場合がございます。当協会が配付しております割引券(補助券)をご利用の際には、各施設のホームページ等にて最新情報を必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。



日本年金機構からのお知らせ

賞与支払届の提出について

事業主は、被用者である従業員及び70歳以上被用者に賞与を支給したとき、**支給日から5日以内に**、「**被保険者賞与支払届**」を提出してください。この届書内容により保険料や年金の計算の基礎となる標準賞与額が決定されます。そのため、提出漏れや提出誤りがあると、年金記録に誤りが生じることになりますので、十分ご注意ください。

賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合は、「**賞与不支給報告書**」の提出をお願いします。

賞与の対象となるもの

被保険者に、賞与、期末手当、決算手当など、その名称を問わず、労働の対償として、**年間を通じて3回以下支給**されるものが、届出の対象です。なお、年4回以上支給されるものは、標準報酬月額の対象となります。

賞与の対象となるもの		賞与の対象とならないもの
金銭によるもの	現物によるもの	
<ul style="list-style-type: none"> ● 賞与、ボーナス、期末手当、決算手当、夏期手当、冬期手当、繁忙手当、年末一時金、期末一時金など、賞与性のもので、年に3回以下支給されるもの ● その他、定期的でなくとも、一時に支給されるもの 	賞与等として、自社製品等の金銭以外で支給されるもの（金銭に換算）	<ul style="list-style-type: none"> ● 年4回以上支給されるもの（この場合は、標準報酬月額の対象） ● 結婚祝金や大入袋等、労働の対償とならないもの

※ 給与規程により、ボーナスを分割して毎月支給する場合は、通常の報酬には含めず「賞与にかかる報酬」（年4回以上支給されるもの）として取り扱います。この場合、保険料の算定にかかる報酬額は、1年間の賞与の支給総額を1/2で除した額となります。

賞与にかかる保険料

年3回以下支払われる賞与について、1,000円未満を切り捨てた額を標準賞与額といい、毎月の給与と同率の保険料を納めます。この標準賞与額には、健康保険・厚生年金保険で、それぞれ上限額が次のように設定されています。（健康保険法第45条、厚生年金保険法第24条の4）

健 康 保 険	年度（保険者単位で4月1日から翌年3月31日まで）の累計額で573万円
厚生年金保険	支給1ヶ月（同一月内につき2回以上支給されたときは合算）150万円

「年金委員」ってなんですか？

年金委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金の事業について、会社や地域で啓発、相談、助言などの活動を行う方々です。

公的年金制度について広く国民の皆さん方に周知するとともに、公的年金制度への理解と信頼を深めていただくための普及・啓発活動を行うため、日本年金機構法第30条に基づき、平成22年1月に設置されました。

現在、年金委員を未設置の事業主様は、ぜひ設置をご検討ください。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

日本年金機構からのお知らせ

事業主の皆さんへ

社会保険の手続きはオンラインサービスをご利用ください

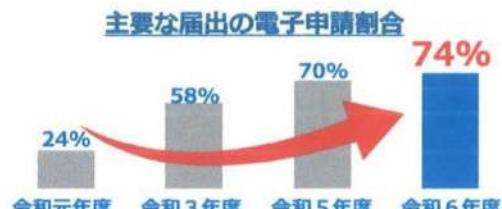
届書の作成から通知書の受け取りまでがオンラインで完結します！

電子申請

○資格取得届や算定基礎届等の社会保険（健康保険・厚生年金保険）手続きを、e-Govやマイナポータルを使って、オンラインで申請・届出できるサービスです。

○主要な届出※の電子申請割合は、令和6年度末に約74%となり、多くの方に利用されています。

※ 資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届、健康保険被扶養者異動届、国民年金第3号被保険者関係届



オンライン事業所年金情報サービス

○毎月の社会保険料額や被保険者データ等の各種情報・通知書をオンラインで受け取れるサービスです。一度登録すると、定期的に受け取れます。

オンライン事業所年金情報サービスでこんな情報が受け取れます

名称	概要	メリット
保険料納入告知額・領収済額通知書	社会保険料を口座振替で納付する事業所の、当月の口座振替額と前月の領収済額をお知らせする通知書。	毎月、紙で届く口座振替額・領収済額の通知内容の管理が簡単になります。
社会保険料額情報	月末に納付していただく社会保険料の見込額の情報。	社会保険料額を、毎月20日頃に送付する実際の通知より先に知ることが出来ます。
保険料増減内訳書	保険料の増減に該当する被保険者、増減となった理由及び増減額の情報。	資格取得届等の提出により、前月と当月の社会保険料額に増減が生じた場合に、その理由や対象の被保険者等を知ることが出来ます。
被保険者データ	届書作成プログラム※で簡単に届書を作成するための、事業所情報と被保険者情報のデータ。	社会保険の手続きに必要な一部のデータの入力を省略でき、電子申請の際の手間を省けます。

※ 届書の作成、電子申請が簡単にできるプログラムです。日本年金機構ホームページから無料でダウンロードできます。

簡単にご登録いただけます！まずはアカウントの取得から

GビズID　＼スマホで簡単、アプリ認証！／

○GビズIDは、1つのID・パスワードで複数の行政サービスにログインできる認証システムで、無料で取得できます。

○日本年金機構の提供する「届書作成プログラム」と合わせて、申請に掛かる費用が抑えられます。

e-Govアカウントと電子証明書

＼スマートフォンによる認証が難しい方も！／

○スマートフォンによる認証が難しい方は、e-Govアカウントや、Microsoftアカウントを利用して申請することができます。

○利用可能な電子証明書は日本年金機構ホームページをご確認下さい。



GビズID

検索

<https://gbiz-id.go.jp>

e-Gov電子申請

検索

<https://shinsei.e-gov.go.jp>

日本年金機構からのお知らせ

オンライン事業所年金情報サービスの申し込み方法

STEP1

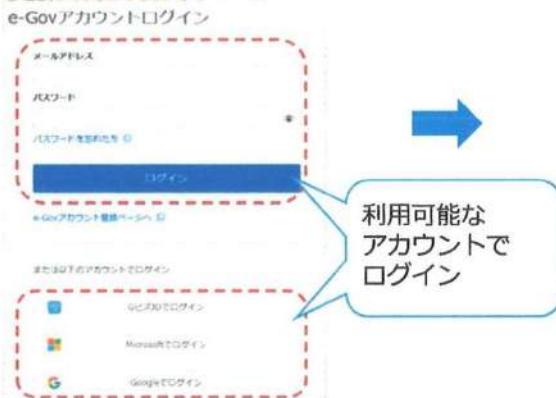
e-Govアプリケーションのインストール

(すでにe-Govアプリケーションをインストールしている場合は、STEP2へ進んでください。)

※e-Gov電子申請トップページ (<https://shinsei.e-gov.go.jp/>) ログインボタン右隣の<e-Govを初めてお使いの方へ>から、アプリケーションのインストール画面に遷移いただき、インストールを事前に行ってください。

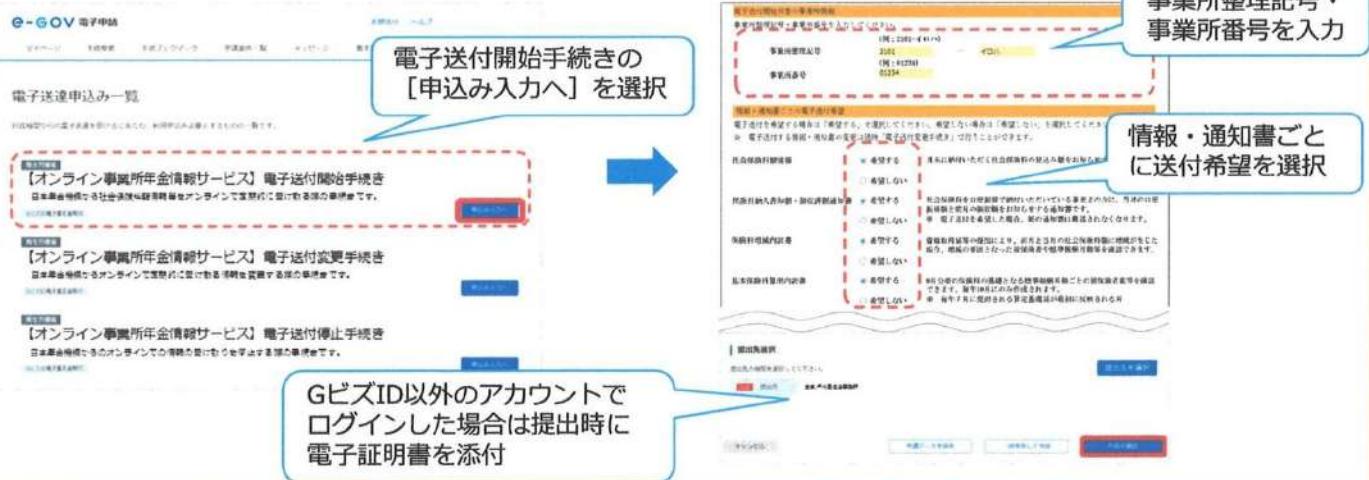
STEP2

e-Govへログインのうえ、マイページから[電子送達申込み]を選択します。



STEP3

電子送付開始手続きの「申込み入力へ」を選択のうえ、必要な情報を入力して提出します。



ご利用方法等の詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください

○日本年金機構のホームページには、おおまかな手続きの手順がわかる動画や、操作手順の詳細を記載したガイドブックを掲載していますので、ぜひご活用ください。



○電子申請・オンライン事業所年金情報サービスの利用に関するお問い合わせはお電話でもうけたまわります。

ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口）

0570-007-123 (ナビダイヤル) → 「2番」をお選びください

※ 050で始まる電話などナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください。

〈受付時間〉月～金曜日：8：30～19：00／第2土曜日：9：30～16：00 ※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

○管轄の年金事務所でお問い合わせをお受けたまわります

○官報の年金事務所でもお問い合わせをしつづけにあります。

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

令和7年12月2日から 従来の 健康保険証はお使いいただけなくなります！

現在お持ちの健康保険証は令和7年12月2日以降は原則、お使いいただけなくなります。医療機関や薬局等を受診する際は、マイナ保険証をご提示ください。マイナ保険証をお持ちでない方は資格確認書をご提示いただくことで保険診療を受けることができます。



マイナ保険証の利用に向けて、準備はお済みですか？

特設サイトは
こちら

マイナ保険証の利用には登録が必要です

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用登録」を行う必要があります。保険証利用登録は次の方法で行うことができます。

- 1 医療機関等窓口のカードリーダー
- 2 セブン銀行ATM
- 3 スマホやパソコン（マイナポータル）

マイナ保険証は医療機関や薬局等の窓口でカードリーダーにかざして利用します

『3ステップ』

- 1 顔認証付カードリーダーにマイナンバーカードを置く
- 2 本人認証を行う（顔認証・暗証番号）
- 3 各種情報提供の可否を選択する



カードリーダーの故障などにより医療機関等で資格確認が行えないときは…
→マイナンバーカードと併せて 資格情報のお知らせまたはマイナポータルの資格情報画面を提示！

スマートフォンをマイナ保険証として利用できるようになりました

令和7年9月19日から、機器の準備が整った医療機関等において、順次利用が可能となっています。利用にあたり、事前に[保険証利用登録](#)と[マイナンバーカードのスマートフォンへの追加（マイナポータルアプリからマイナンバーカードの利用申請・登録）](#)が必要です。

詳しくは
こちら

マイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書を発行いたします

マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際は、資格確認書が必要となります。資格確認書は次のいずれかの方法により発行されます。



- 1 日本年金機構へ提出する資格取得届や被扶養者異動届の資格確認書発行要否欄に□をつけていただいた場合に発行します。
- 2 1以外の方でマイナ保険証をお持ちでない方には、日本年金機構において資格取得（扶養認定）の決定をされてから30～50日後に自動的に発行されます。
- 3 協会けんぽへ資格確認書交付申請書をご提出いただいた方に発行します。

令和8年1月から！

電子申請がスタート!!

電子申請では、オンラインで各種給付金の申請が可能となります。

- 郵送の手間が省略！
- 申請後の処理状況をオンラインで確認！



協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

少しの工夫で医療費節約！ おトクで上手な医療のかかり方

協会けんぽ千葉支部の
ホームページでは
医療費節約術をお伝えする
漫画リーフレットを掲載中！



病気やケガをして医療機関を受診する際にちょっとしたことを意識すると、医療費の自己負担軽減につながることをご存じですか？また、医療費を削減することは、ご自身のお財布に限らず医療費全体を抑制することにつながり、将来にわたって日本の医療保険制度を維持していくためにも必要不可欠です。この機会に、ご自身の医療のかかり方を見直してみませんか。



お薬はジェネリック医薬品を選びましょう

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同一の有効成分を同一量含み、効き目が同等であると国が認めたお薬です。さらに、小型化や苦みを抑える等の工夫により飲みやすくなっているものもあります。

また、ジェネリック医薬品は開発費用が大幅に抑えられるため、先発医薬品より3～6割程安くなります。

！ ジェネリックを選択しないと支払いが増えるかも？！

ジェネリック医薬品のあるお薬で先発医薬品を希望した場合に、通常の自己負担分にプラスして「特別の料金」を支払う必要があります。※在庫が不足する場合など、「特別の料金」がかからない場合もあり。



かかりつけ医・かかりつけ薬局を見つけましょう

かかりつけ医・かかりつけ薬局とは、健康や薬に関する事を何でも相談できる身近な医師・薬局のことです。過去の病歴や服薬歴を踏まえた的確な診断や治療を受けられたり、薬の重複や飲み合わせをチェックしてもらえる等、安心して医療を受けることができます。

また、紹介状なしで大病院を受診すると診察料に加えて7,000円以上(歯科の場合は5,000円以上)の特別料金がかかります。これが、かかりつけ医からの紹介状があれば特別料金が生じません。



はしご受診や緊急時以外の時間外受診はノーコン

同じ病気やケガで複数の医療機関にかかる事ははしご受診といいます。病院が変わるとたびに検査や薬の処方を始めからやり直すこととなり、治療が長引くこともあります。また、その都度初診料や検査料がかかるため、医療費の負担も重くなります。

また、医療機関や薬局では曜日や時間帯により割増料金がかかります。

診療時間外の受診は医療スタッフの負担になるとともに、緊急性の高い患者の受け入れに支障が生じることにもつながります。



夜間や休日の
受診に迷ったら電話！

大人の症状は
救急安心センター #7119 | 子どもの症状は
こども医療電話相談 #8000



セルフメディケーション※を実践しましょう

※自分自身の健康に責任を持ち、軽度の身体の不調は自分で手当すること

健康診断は自身の健康状態を把握する機会となります。定期的な受診を心がけましょう。また、日ごろから適度な運動やバランスの取れた食事を意識し、病気を予防・改善することも大切です。他にも、薬局やドラッグストアで購入可能なOTC医薬品を利用しましょう。医療用医薬品とは異なり、医師の処方せんが不要なため、忙しくて医療機関を受診できないような時や軽症時に活用できます。また、OTC医薬品を購入し、一定の要件を満たすと所得控除を受けることができます(セルフメディケーション税制)。

年末年始における休業日のご案内

協会けんぽ千葉支部は令和7年12月27日(土)～令和8年1月4日(日)まで休業させていただきます。

●年内最終営業日 令和7年12月26日(金) 17時15分まで

●年始営業開始日 令和8年 1月 5日(月) 8時30分から

千葉県社会保険協会からのお知らせ

いちご狩り 補助券を配付しています！

山武市成東

山武市成東観光苺組合加入いちご園

☎0475-82-2071(観光案内所)
 ホームページ
<https://sanmu15.com>



利用期間

令和8年 1月5日(月)
 ~5月5日(火・祝)

期間中でも気象条件や農園の事情等により利用期間が変更になる場合や入園できない場合があります。
 ご来園の際は、必ず農園に最新情報をご確認くださいますようお願い申し上げます。



船橋市

田中園 (船橋市二和東4-2-8)

☎080-6338-0537
 ホームページ
<https://tanakaen-fruitsfarm.com>



利用期間

令和7年 12月中旬
 ~令和8年 5月末



補助金額

400円

※入園料から、補助金額を差し引いた料金を農園にお支払いください。

※入園料は、農園および時期によって異なります。ホームページ等でご確認ください。

※予約などの注意事項があります。補助券の記載事項を必ず確認のうえ、ご利用ください。

補助券について

※1事業所1地区につき15枚まで。補助券がなくなり次第、配付終了。

利用対象者

当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者

申込方法

「申込書」に必要事項を記入し、返信用封筒(110円切手貼付・送付先明記)を必ず同封のうえ下記申込先までご郵送ください。※必ず「社会保険ちば2025秋号」の申込書(コピー)、もしくは当協会HPの会員専用ページでダウンロードした申込書でお申ください。

申込先

〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13 (一財)千葉県社会保険協会 いちご狩り補助券係 宛

千葉県社会保険協会からのお知らせ

スキーシーズン目前！

冬山の家
ホワイトハウス

マスエン のご紹介



新潟県 石打丸山スキー場



2024で開業75年！

- ・時代のニーズに合わせて伝統と現代の快適さを融合！
- ・魚沼平野と越後三山を望む絶景！
- ・リフト13基、高低差664m、最長滑走距離4,000mのビッグスケール！
- ・コンビリフト「サンライズエキスプレス」や山頂展望エリア「ザ・ヴェランダ石内丸山」など最新鋭設備や施設を導入！
- ・キッズ専門スクールやドームテントなどファミリーにもおすすめ！

ところ 〒949-6372 新潟県南魚沼市石打1626 ☎025-783-2440(FAXも同番号)

開設期間 令和7年12月26日(金)～令和8年3月31日(月)

※初日については変更の場合があります。

利用対象者 当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者

**利用対象者(小学生以上)は、
料金より1人1泊につき1,000円を助成いたします。**

利用申込について

*インターネット予約については、助成対象外となりますのでご注意ください。

- ① 施設に直接、電話にて予約してください。※
- ② 当協会HPの会員専用ページで「宿泊補助券申込書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、当協会へFAXもしくはご郵送ください。FAX 043-233-3973
- ③受付後、「宿泊補助券」(ハガキ)を送付しますので、ご利用当日のチェックイン時にマスエンにお渡しください。